

【 介護老人福祉施設 夢つむぎ 利用料金のご案内 】

(令和6年9月改定)

1. 基本料金の目安表 (1ヶ月は30日で計算しています。)

要介護度	1日の介護 保険単位数 (1割)	①			利用者 負担段階	② 1ヶ月の 食費	③ 1ヶ月の 居住費	④(①+②+③)		
		1割負担	2割負担	3割負担				1割負担	2割負担	3割負担
		1ヶ月の介護サービス費						1ヶ月のご利用料金目安		
要介護1	682 円	20,460 円	40,920 円	61,380 円	第4段階	48,600 円	66,000 円	135,060 円	155,520 円	175,980 円
					第3段階②	40,800 円	41,100 円	102,360 円		
					第3段階①	19,500 円	41,100 円	81,060 円		
					第2段階	11,700 円	26,400 円	58,560 円		
					第1段階	9,000 円	26,400 円	55,860 円		
要介護2	753 円	22,590 円	45,180 円	67,770 円	第4段階	48,600 円	66,000 円	137,190 円	159,780 円	182,370 円
					第3段階②	40,800 円	41,100 円	104,490 円		
					第3段階①	19,500 円	41,100 円	83,190 円		
					第2段階	11,700 円	26,400 円	60,690 円		
					第1段階	9,000 円	26,400 円	57,990 円		
要介護3	828 円	24,840 円	49,680 円	74,520 円	第4段階	48,600 円	66,000 円	139,440 円	164,280 円	189,120 円
					第3段階②	40,800 円	41,100 円	106,740 円		
					第3段階①	19,500 円	41,100 円	85,440 円		
					第2段階	11,700 円	26,400 円	62,940 円		
					第1段階	9,000 円	26,400 円	60,240 円		
要介護4	901 円	27,030 円	54,060 円	81,090 円	第4段階	48,600 円	66,000 円	141,630 円	168,660 円	195,690 円
					第3段階②	40,800 円	41,100 円	108,930 円		
					第3段階①	19,500 円	41,100 円	87,630 円		
					第2段階	11,700 円	26,400 円	65,130 円		
					第1段階	9,000 円	26,400 円	62,430 円		
要介護5	971 円	29,130 円	58,260 円	87,390 円	第4段階	48,600 円	66,000 円	143,730 円	172,860 円	201,990 円
					第3段階②	40,800 円	41,100 円	111,030 円		
					第3段階①	19,500 円	41,100 円	89,730 円		
					第2段階	11,700 円	26,400 円	67,230 円		
					第1段階	9,000 円	26,400 円	64,530 円		

※ 第1～3段階の方で、「高額介護サービス費」の支給申請を受けていらっしゃる方は上記利用料金から一定の金額が返還される可能性があります。

別紙「介護サービス費の軽減」をご参照ください。申請をされていない方はお住まいの市町村にお問合せください。

※ 施設利用料金につきましては今後も厚生労働省の通知に沿って改定いたします。

2. 加算料金

下記の加算が算定されます。(届出日に応じて、項目毎の加算算定開始日が異なる場合があります。)

加算項目	1割負担	2割負担	3割負担	加算内容のご説明
初期加算	30 円/日	60 円/日	90 円/日	入居日から起算し30日以内、また、30日を超える入院後に再入居した日から起算し30日以内の期間について、1日毎に所定の単位数が算定されます。
夜勤職員配置加算Ⅱ	18 円/日	36 円/日	54 円/日	ユニット型個室の施設にて夜勤を行う看護・介護職員の数が、最低基準(2ユニットに1名)を1名以上を上回る場合に算定されます。
個別機能訓練加算Ⅰ	12 円/日	24 円/日	36 円/日	常勤専従の機能訓練指導員を一定数以上配置し、個別機能訓練計画に基づき、計画的に機能訓練を行っている場合に算定されます。
個別機能訓練加算Ⅱ	20 円/日	40 円/日	60 円/日	個別機能訓練加算Ⅰを算定している場合で、かつ、個別機能訓練計画の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している際に算定されます。
個別機能訓練加算Ⅲ	20 円/日	40 円/日	60 円/日	口腔衛生管理加算Ⅱ及び栄養マネジメント強化加算を算定している場合で、リハビリテーション・機能訓練・口腔・栄養の情報を関係職種間で一体的に共有し、個別訓練計画の必要な見直しをしている際に算定されます。
栄養マネジメント強化加算	11 円/日	22 円/日	33 円/日	常勤専従の管理栄養士を一定数以上配置し栄養計画の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合に算定されます。
療養食加算	6 円/食	12 円/食	18 円/食	管理栄養士の管理にて、入居者の心身の状況等により適切な栄養量及び内容で厚生労働大臣が定める療養食の提供が行われた場合に算定されます。
経口維持加算Ⅰ	400 円/月	800 円/月	1,200 円/月	現に経口より食事を摂取する者で誤嚥が認められる者に対し、医師の指示に基づき他職種が共同して食事の観察・会議等を行い、個別で経口維持計画をされている等の場合に算定されます。
経口維持加算Ⅱ	100 円/月	200 円/月	300 円/月	経口維持加算Ⅰを算定している場合であって、経口による継続的な食事の摂取を支援する為の食事の観察及び会議等に医師が加わった場合に算定されます。
経口移行加算	28 円/日	56 円/日	84 円/日	医師の指示に基づき、関係多職種が共同して、現に経管により食事を摂取している入居者ごとに経口による食事の摂取を進めるための経口移行計画を作成し、当該計画に沿って栄養士等による支援が行われた場合に算定されます。

加算項目	1割負担	2割負担	3割負担	加算内容のご説明
口腔衛生管理加算Ⅰ	90 円/月	180 円/月	270 円/月	口腔衛生管理体制加算を算定している場合であって、歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が入居者に対し、口腔ケアを月2回以上行った場合に算定されます。
口腔衛生管理加算Ⅱ	110 円/月	220 円/月	330 円/月	口腔衛生管理体制加算を算定している場合であって、歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が入居者に対し、口腔ケアを月2回以上行い適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合に算定されます。
日常生活継続支援加算	46 円/日	92 円/日	138 円/日	介護福祉士を入居者様6名に対し1名配置及び、前6か月又は前12か月間の新規入居者様のうち要介護4・5の割合が70%以上又は、認知症日常生活自立度3以上の割合が65%以上の場合に算定します。
看護体制加算Ⅰ	4 円/日	8 円/日	12 円/日	常勤の看護師を1名以上配置している場合に算定されます。
看護体制加算Ⅱ	8 円/日	16 円/日	24 円/日	24時間連絡出来る体制（オンコール体制）を整備している場合に算定されます。
協力医療機関連携加算	100 円/月	200 円/月	300 円/月	協力医療機関との間で、入居者等の病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催している場合に算定されます。
在宅・入所相互利用加算	40 円/日	80 円/日	120 円/日	在宅期間及び入所期間（3か月を限度）を定めて、同一の個室を計画的に利用する、在宅・入所相互利用を行われる場合に算定されます。
退所前連携加算	500 円/回	1,000 円/回	1,500 円/回	入所期間が1か月を超える入居者の退居に先立って、指定居宅居宅介護支援事業者等の介護支援専門員と連携し、退居後の居宅における居宅サービス等の利用に必要な調整を行った場合に、退居日に1回のみ算定されます。
退所時情報提供加算Ⅱ	250 円/回	500 円/回	750 円/回	医療機関へ退所する入居者等について退所後の医療機関に対し、入所者等の同意を得て当該入所者等の心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合に1回に限り算定されます。
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	介護費の14%相当			介護サービス費（食費・居住費除く）の総額に14%を乗じて算出した額の、1割または2割または3割分がご利用者様の負担となります。
生活機能向上連携加算Ⅰ	100 円/月	200 円/月	300 円/月	訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、医療機関でリハビリテーションを行う理学療法士等からの助言を受ける体制があり、機能訓練指導員等が生活機能の向上を目的とした個別機能訓練計画を作成した場合に算定されます。
生活機能向上連携加算Ⅱ	200 円/月	400 円/月	600 円/月	訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、医療機関でリハビリテーションを行う理学療法士等が加算を算定する施設に訪問し、施設の職員と共同でアセスメントを行い、個別機能訓練計画を作成した場合に算定されます。
科学的介護推進体制加算Ⅰ	40 円/月	80 円/月	120 円/月	入所者ごとの入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出し、必要に応じて施設サービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、上記の情報、その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用している場合に算定されます。
科学的介護推進体制加算Ⅱ	50 円/月	100 円/月	150 円/月	入所者ごとの入所者の心身の状況等に係る基本的な情報に加え疾病の状況等の情報を厚生労働省に提出し、必要に応じて施設サービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、上記の情報、その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用している場合に算定されます。
退所時栄養情報連携加算	70 円/回	140 円/回	210 円/回	管理栄養士が退所先の医療機関等に対して、当該者の栄養管理に関する情報を提供した場合に1月につき1回を限度に算定されます。
再入所時栄養連携加算	200 円/回	400 円/回	600 円/回	医療機関へ入院し、厚生労働大臣が定める特別食等が必要な場合であって、管理栄養士が栄養食事指導に同席し、再入居後の栄養管理について当該医療機関の管理栄養士と相談の上、栄養ケア計画の原案を作成し、再入所した場合に算定されます。
低栄養リスク改善加算	300 円/月	600 円/月	900 円/月	月1回以上、栄養管理の為に会議を行い、低栄養状態を改善する為の特別な栄養管理の方法等を示した栄養ケア計画を作成し、計画に基づき対象となる入居者に対し食事の観察を週5回以上行い、食事・栄養調整等を行った場合に算定されます。（経口移行加算・経口維持加算を算定していない場合に限り）

3. 該当される方のみ必要となる諸費用

入居者様の個人的なご要望に合わせて、様々なサービスをご用意しております。ご利用される方のみ、必要な費用となります。

費目	料金	内容
預り金管理料	1,000円/月	預かり金の納付管理に係る費用や現金などの保管・各種支払い手続きの代行
居室確保料	1,500円/日	入院などによりご不在となる際の居室確保料。居室料から光熱費相当額を差し引いた額
娯楽費	実費	サークル活動における材料費、外出行事などでの小遣いなど
電気使用料 (居室に電化製品を持ち込む場合)	40円/日	① テレビ
	40円/日	② 冷蔵庫
	40円/日	③ 加湿器・空気清浄機
	40円/日	④ パソコン
	40円/日	⑤ 音響機器、ラジオ等（電池式以外）
	20円/日	⑥ 充電を要する機器（携帯電話、電気カミソリ等）
診察料・薬代	実費	診察料や薬代は実費でのご負担となります。
オムツ代	無し	介護保険給付対象につき介護サービス費に含まれます。

4. 各種ご利用料金の減額制度（市町村への申請が必要です。）

①居住費・食費の軽減

低所得の方の施設利用が困難とならないよう、申請により居住費・食費は下表の負担限度額までの自己負担となり、超えた分は介護保険から給付されます。

（特定入所者介護サービス費）

利用者負担段階	所得の状況	預貯金等の資産の状況	居住費	食費	
第4段階	・世帯内に住民税が課税されている方がいる	/	助成の対象にはなりません		
	・本人が住民税を課税されている				
	・本人は住民税非課税だが、世帯分離をしている配偶者が課税されている方				
	・預貯金が段階ごとの規定の金額を超えている方				
第3段階②	住民税非課税世帯	合計所得金額+課税年金収入額+年金収入額が120万円超の方	単身：500万円以下 夫婦：1,500万円以下	1,370円	1,360円
第3段階①		合計所得金額+課税年金収入額+年金収入額が80万円超、120万円以下の方	単身：550万円以下 夫婦：1,550万円以下	1,370円	650円
第2段階	住民税非課税世帯	合計所得金額+課税年金収入額+年金収入額が80万円以下の方	単身：650万円以下 夫婦：1,650万円以下	880円	390円
第1段階			老齢年金受給者	単身：1,000万円以下 夫婦：2,000万円以下	880円
	生活保護受給者				

②介護サービス費の軽減

同じ月に利用した介護保険サービスの利用者負担が高額になった場合は、下表の上限額を超えた分が申請により「高額介護サービス費」として、後から支給されます。利用者負担のうち、施設サービスを利用したときの食費や居住費（滞在費）は対象となりません。

利用者負担段階区分	上限額（月額）	
年収約1,160万円以上	世帯	140,100円
年収約770万円以上、約1,160万円未満	世帯	93,000円
年収約383万円以上、約770万円未満	世帯	44,400円
一般（上記以外の住民税課税世帯）	世帯	44,400円
住民税世帯非課税等	世帯	24,600円
合計所得金額および課税年金収入額の合計が80万円以下の人 老齢福祉年金の受給者	個人	15,000円
生活保護の受給者	個人	15,000円
利用者負担を15,000円に減額することで生活保護の受給者とならない場合	世帯	15,000円

③社会福祉法人の利用者負担額減免制度

世帯全員が市町村民税非課税で、一定の条件に該当すると市町村が認めた場合には、利用者負担額（介護サービス費、居住費、食費）を社会福祉法人と公費で負担し、入居者の負担を軽減する制度です。

（老齢福祉年金受給者については1/2額の軽減、それ以外の方については1/4額の軽減）

※ 市町村に申請し、下記の条件に全て該当すると認められた場合に、減免の対象となります。
(1) 年間収入が単身世帯150万円、世帯員が1人増すごとに50万円を加算した額以下であること。
(2) 貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増すごとに100万円を加算した額以下であること。
(3) 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと。
(4) 負担能力のある親族等に扶養されていないこと。
(5) 介護保険料を滞納していないこと。

④利用者負担段階 第4段階の方の特例（特例減額措置）

高齢夫婦二人暮らしで、一方が個室に入った場合に、在宅で生活される配偶者の収入が一定額以下となる場合等には、居住費・食費が減額されます。

（下記の要件を全て満たす場合）

(1) 市町村民税課税者がいる高齢夫婦等の世帯（単身世帯は含まない）であること。
(2) 世帯員が介護保険施設の「ユニット型個室」に入り、負担第4段階の居住費・食費の負担をしていること。
(3) 世帯の年間収入から、施設の利用者負担（1割負担、居住費、食費の年額）を除いた額が80万円以下となること。
(4) 世帯の預貯金等の額が450万円以下であること。
(5) 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと。
(6) 介護保険料を滞納していないこと。